

# 子ども・子育て新制度

～平成27年度からスタート!～

No.5

☎ こども福祉課(☎826-1111 内線2419)

新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用するために「支給認定」を受ける必要があります。今回は新制度における利用手続きの流れを紹介します。

## ◎支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、小規模保育など

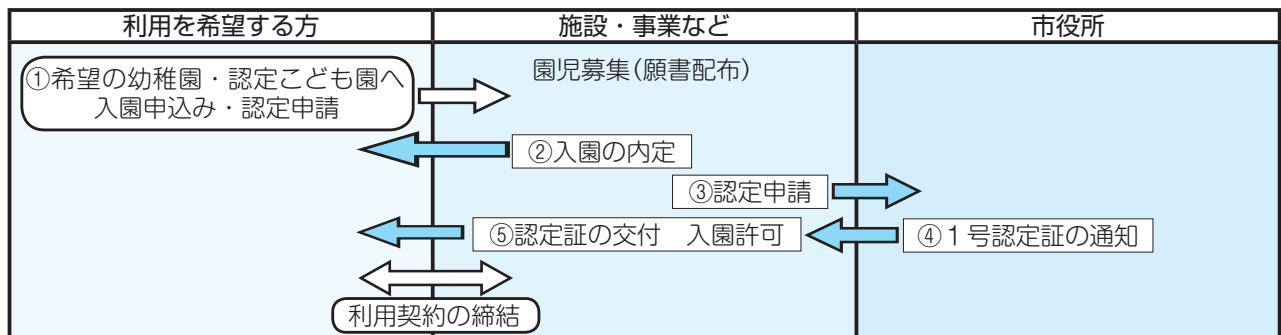
※小規模保育などは、原則19人以下の少人数単位で0～2歳の子どもを預かる事業です。具体的には、家庭的保育(定員5人以下)や小規模保育(定員6～19人)、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つのタイプがあります。

## ◎施設との利用契約までの流れ

施設との利用契約までの流れは支給認定の種類のうち1号認定の場合と2・3号認定の場合で異なります。

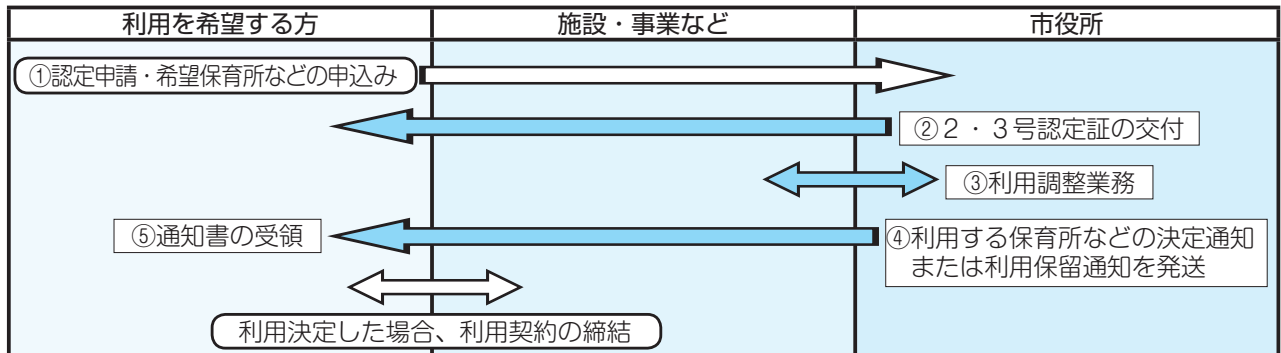
### (1)1号認定を受けて利用する場合(幼稚園・認定こども園を利用希望の方)

満3歳以上の場合、希望すればどなたでも認定を受けることができます。



### (2)2・3号認定を受けて利用する場合(保育所・認定こども園・小規模保育を利用希望の方)

保護者の就労などの事由により「保育の必要性」が認められる場合に認定します。



※すでに保育所などを利用していて、平成27年度も引き続き同じ施設などを利用する場合の認定申請は、利用している施設を経由して申請手続きをするようになります。

## 新制度Q&A

**Q.認定の有効期間は何年ですか?有効期間の途中で認定事由に該当しなくなった場合はどうなりますか?また、現況の報告などは毎年必要なのでしょうか?**

**A.**教育標準時間認定(1号認定)の有効期間は3年間(小学就学前まで)を基本とします。

保育認定の有効期間についても3年間(2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで)を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、90日を基本的な有効期間として取り扱います。

また、現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとします。

**Q.共働きで幼稚園と保育所を併願する予定です。どのような認定を受ければよいですか?**

**A.**共働き家庭であっても、幼稚園での教育を希望されるなどの理由で、幼稚園利用を希望されるケースがあります。このような場合は、保育所などの利用も希望されるかどうかにより必要な手続きが異なります。保育所などの利用を希望する場合は「満3歳以上・保育認定」(2号認定)を受けていただき、その後、実際の幼稚園または保育所の利用状況を見て、市町村が認定を維持するか、または変更するか決めていくことが想定されます。

国からの情報・新制度に関する情報は、内閣府少子化対策室ホームページをご覧ください。

